

試薬に関連する法規制の動き（平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日）

ページ

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 化審法関連の改正 | 1 |
| 2. 安衛法関連の改正 | 3 |
| 3. 毒劇法関連の改正 | 8 |
| 4. 薬事法関連の改正 | 9 |
| 5. 麻向法関連の改正 | 10 |

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

1-1. 「第一種特定化学物質」の指定

政令第 322 号（平成 19 年 10 月 31 日付官報）により、「第一種特定化学物質」に指定された。（通し番号 10 / 1 物質）

また、この物質が使用されている場合に輸入することが出来ない製品として、化粧版等 14 種が指定追加された。

（経済産業省ホームページ参照 [\[http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/1stkind/benzoh19/071026-press.pdf\]](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/1stkind/benzoh19/071026-press.pdf)）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [\[http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/houritusekourei_20071031.pdf\]](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/houritusekourei_20071031.pdf)）

- ① 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール

1-2. 「第一種監視化学物質」の指定取り消し

上記物質が、「第一種特定化学物質」に指定されたことにより、厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 4 号（平成 19 年 11 月 12 日付官報）

にて「第一種監視化学物質」の指定が取り消された。（通し番号 17 / 1 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [\[http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ikkantorikeshi_20071112.pdf\]](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ikkantorikeshi_20071112.pdf)）

- ① 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール

1-3. 「第一種監視化学物質」の指定

(1) 厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号（平成 19 年 1 月 29 日付官報）により、「第一種監視化学物質」に指定された。

（通し番号 26～28 / 3 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [\[http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ikkann20070129.pdf\]](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ikkann20070129.pdf)）

- ① 2, 4-ジ-tert-ブチル-6-[(2-ニトロフェニル) ジア tert ゼニル] フェノール
② ペルフルオロ（1, 2-ジメチルシクロヘキサン）
③ 2, 2', 6, 6'-テトラ-tert-ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール

(2) 厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(平成19年5月31日付官報)により、「第一種監視化学物質」に指定された。
(通し番号29~36/8物質)

(製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ikkann20070531.pdf>])

- ① ペルフルオロドデカン酸
- ② ペルフルオロトリデカン酸
- ③ ペルフルオロテトラデカン酸
- ④ ペルフルオロペンタデカン酸
- ⑤ ペルフルオロヘキサデカン酸
- ⑥ ペルフルオロヘプタン
- ⑦ ペルフルオロオクタン
- ⑧ 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5-ヘプタフルオロ-5- (ペルフルオロブチル) オキシラン又は2, 2, 3, 3, 4, 5, 5-ヘプタフルオロ-4- (ペルフルオロブチル) オキシラン

1-4. 「第二種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号(平成19年4月20日付官報)により、「第二種監視化学物質」に指定された。(通し番号883~899/17物質)

(製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/nikan20070420.pdf>])

- ① 1- [2- (アリルオキシ) -2- (2, 4-ジクロロフェニル) エチル] -1H-イミダゾール (別名イマザリル)
- ② [2- (16-メチルヘプタデシル) -4, 5-ジヒドロ-4- (ヒドロキシメチル) -1, 3-オキサゾール-4-イル] メチル=16-メチルヘプタデカノートを主成分とする、2-アミノ-2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) エタノールと16-メチルヘプタデカン酸との反応生成物
- ③ ジフェニル= (フェニルアミド) ホスファートを主成分 (90%以上) とする、ジフェニル= (フェニルアミド) ホスファートとフェニル=ビス (フェニルアミド) ホスファートの混合物
- ④ (2, 5-ジクロロフェニル) (フェニル) メタノン
- ⑤ 2, 6-ジクロロ-4-メチルニコチノニトリル
- ⑥ 4, 4' - (4-イソプロピル-1-メチルシクロヘキサ-1, 3-ジイル) ジフェノール
- ⑦ ジアゾ [ビス (1, 4-ジオキサスピロ [4. 5] デカン-7-スルホニル)] メタン
- ⑧ 3, 5-ジエチルピリジン
- ⑨ 1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5, 5-デカフルオロ-3-メトキシ-2- (トリフルオロメチル) ペンタン
- ⑩ N- {[ジクロロ (フルオロ) メチル] スルファニル} -N, N-ジメチル-N-p-トリルスルファミド
- ⑪ {2, 2', 2'' - [ニトリロトリス (エチレンアザン-1-イル-1-イリデンメタン-1-イル-1-イリデン)] トリフェノラト- κ O, κ O', κ O'' } マンガン (III) を主成分 (75%以上) とする、マンガン (III) = トリアセタート、サリチルアルデヒド及び2, 2', 2'' -ニトリロトリス (エチルアミン) の反応生成物
- ⑫ ジブチル= {2- [(5, 5-ジメチル-2-オキソ-1, 3, 2λ5-ジオキサホスフィナン-2-イル) オキシ] プロパン-2-イル} ホスホナートを主成分 (90%以上) とする、アセトン、ジブチル=水素=ホスファート、2, 2-ジメチルプロパン-1, 3-ジオール、過酸化水素及びトリクロロオキシリンの反応生成物
- ⑬ 4-tert-ブチル-2-ニトロフェノール
- ⑭ 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロヘキサ-1-イル=アクリラート
- ⑮ 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロヘキサ-1-イル=2-クロロアクリラート
- ⑯ 1-エチル-2, 3-ジメチルイミダゾリウム=テトラフルオロボラート
- ⑰ 2-エトキシ-2-メチルプロパン

1-5. 「第三種監視化学物質」の指定

経済産業省・環境省告示第5号（平成19年4月20日付官報）により、「第三種監視化学物質」に指定された。（通し番号52～61/10物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan20070420.pdf>]

- ① 1- [2- (アリルオキシ) -2- (2, 4-ジクロロフェニル) エチル] -1H-イミダゾール (別名イマザリル)
- ② (2, 5-ジクロロフェニル) (フェニル) メタノン
- ③ 2, 6-ジクロロ-4-メチルニコチノニトリル
- ④ 4, 4' - (4-イソプロピル-1-メチルシクロヘキサン-1, 3-ジイル) ジフェノール
- ⑤ N- { [ジクロロ (フルオロ) メチル] スルファニル } -N, N-ジメチル-N-p-トリルスルファミド
- ⑥ { 2, 2' , 2" - [ニトリロトリス (エチレンアザン-1-イル-1-イリデンメタン-1-イル-1-イリデン)] トリフェノラト- κ O, κ O' , κ O" } マンガン (Ⅲ) を主成分 (75%以上) とする、マンガン (Ⅲ) = トリアセタート、サリチルアルデヒド及び2, 2' , 2" -ニトリロトリス (エチルアミン) の反応生成物
- ⑦ 4-tert-ブチル-2-ニトロフェノール
- ⑧ 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロヘキサン-1-イル=アクリラート
- ⑨ 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロヘキサン-1-イル=2-クロロアクリラート
- ⑩ 2- (クロロメチル) オキシラン、3, 6-ジアザオクタン-1, 8-ジイルジアミン及び (1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロ-2-ヨードエタン・ペルフルオロエテン・プロパ-2-エン-1-オール共重合体) の反応生成物

2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

2-1. 変異原性物質の追加

基発第0406004号 厚生労働省労働基準局長通達（平成19年4月6日付）により、次に示す物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるよう周知された。

（安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-48/hor1-48-24-1-0.htm>]

(1) 変異原性が認められた届出物質 (43物質)

| 番号 | 名称公表通し番号 | 名称 |
|----|----------|--|
| 1 | 14339 | 5-アミノ-2-ネオペンチルオキシベンゾニトリル |
| 2 | 14040 | 2- (4-アミノフェニル) ベンゾオキサゾール-5-イルアミン |
| 3 | 14362 | 1-イソブチル-7-ニトロ-1, 2, 3, 4-テトラヒドロキノリンと 1-イソブチル-5-ニトロ-1, 2, 3, 4-テトラヒドロキノリンの混合物 |
| 4 | 13767 | N-エチル-N-イソプロピル-1, 4-フェニレンジアミン |
| 5 | 13772 | 4, 4'-エチレンジアニリン |
| 6 | 13782 | 9-オキサ-10-ホスファ-9, 10-ジヒドロフェナントレン-10-オンと [1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンと 4, 4'- (プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノールの反応生成物] の反応生成物 |
| 7 | 13784 | 2- { 2-オキソ-4- [2-オキソ-2- (オキシラン-2-イル) エチル] スルファニル-3- (フェニルアセチルアミノ) アゼチジン-1-イル } グリコール酸=4-ニトロベンジル |
| 8 | 13785 | 8-オキソ-3- (オキシラン-2-イル) -7-フェニルアセチルアミノ-5-チア-1-アザビシクロ [4.2.0] オクタ-2-エン-2-カルボン酸=4-ニトロベンジル |

| | | |
|----|-------|---|
| 9 | 13801 | 1-クロロ-2,3-エポキシプロパン・3,3',5,5'-テトラメチルビフェニル-4,4'-ジオール重縮合物の水素添加物 |
| 10 | 13802 | 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンと2,2'-[スルホニルジ(1,4-フェニレン)ジオキシ]ジエタノールの反応生成物 |
| 11 | 14404 | 3-クロロ-1,1'-ジフェニルプロパン-1-エン |
| 12 | 14083 | 3-クロロ-2-フルオロベンジル亜鉛ブロミド |
| 13 | 14097 | 5-(ジエチルアミノ)-4'-ニトロ-2,2'-(ジアゼンジイル)ジフェノール |
| 14 | 13828 | 1-シクロプロピル-6-フルオロ-8-メトキシ-7-[(4a S, 7a S)-オクタヒドロピロロ[3,4-b]ピリジン-6-イル]-4-オキソ-1,4-ジヒドロキノリン-3-カルボン酸=塩酸塩 |
| 15 | 14112 | R(+)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロパノイルクロリド |
| 16 | 14116 | ジフェニル[4-(フェニルスルファニル)フェニル]スルホニウム=ヘキサフルオロ-λ5-スチバヌイド |
| 17 | 14473 | (R)-1-[(R)-2-(2,5-ジフルオロフェニル)オキシラン-2-イル]エタノール |
| 18 | 13841 | 2,2-ジフルオロ-2-(フルオロカルボニル)酢酸メチル蒸留残渣 |
| 19 | 13850 | 3,3-ジメチル-7-オキソ-6-フェニルアセチルアミノ-4-チア-1-アザビシクロ[3.2.0]ヘプタン-2-カルボン酸=4-ニトロベンジル |
| 20 | 13851 | 3,3-ジメチル-4,7-ジオキソ-6-フェニルアセチルアミノ-4-チア-1-アザビシクロ[3.2.0]ヘプタン-2-カルボン酸=4-ニトロベンジル |
| 21 | 14133 | 3-(4-スチリルフェニル)-N'-(トリクロロアセチル)プロペノヒドラジド |
| 22 | 14140 | ダウノルピシン |
| 23 | 13871 | 2,2,3,3-テトラフルオロ-3-{1,2,2-トリフルオロ-2-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(フルオロカルボニル)エトキシ]-1-(トリフルオロメチル)エトキシ}プロパン酸メチル蒸留残渣 |
| 24 | 14170 | 2-(トリフルオロメチル)ベンゼンスルホニル=クロリド |
| 25 | 14175 | 4-(2-ナフチル)-1,3-チアゾール-2-アミン |
| 26 | 14176 | 4-(2-ナフチル)-1,3-チアゾール-2-アミン=臭化水素酸塩 |
| 27 | 14537 | 3-ニトロベンゼンスルホン酸=(S)-(+)-2,3-エポキシプロピル |
| 28 | 14538 | 4-ニトロ-2,1,3-ベンゾオキサジアゾール |
| 29 | 14539 | 2-ネオペンチルオキシ-5-ニトロベンゾニトリル |
| 30 | 14189 | 4,4'-ビス(トリクロロメチル)ビフェニル |
| 31 | 14579 | ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸=2,3'-二水素=3,4'-ジメチルとビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸=2,4'-二水素=3,3'-ジメチルとビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸=3,3'-二水素=2,4'-ジメチルとビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸=3,4'-二水素=2,3'-ジメチルと4-(フェニルエチニル)フタル酸=1-水素=2-メチルと5-(フェニルエチニル)フタル酸=1-水素=2-メチルと1,4-フェニレンジアミンと4,4'-(1,3-フェニレンジオキシ)ジアニリンの混合物 |
| 32 | 14581 | フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物の1-クロロ-2,3-エポキシプロパンによる変性物の水素添加物 |
| 33 | 14589 | 3-(N-ブチル-4-ニトロソアニリノ)プロパンニトリル |
| 34 | 14232 | プロパン-1-エン-1,3-スルトン |

| | | |
|----|-------|---|
| 35 | 14617 | 1-ブロモ-4-ブロモメチル-3-フルオロベンゼン・1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.13,7] デカン塩 |
| 36 | 13945 | 1-ブロモメチル-3-クロロ-2-フルオロベンゼン |
| 37 | 14247 | 4-ブロモ-3-メチルブタ-2-エン酸エチル |
| 38 | 14256 | ペルフルオロ [2- (2-プロポキシプロポキシ) プロパン酸] =ペルフルオロ [2- (2-エトキシエトキシ) エチル] |
| 39 | 13960 | 2- (3-ベンジル-7-オキソ-4-チア-2,6-ジアザビシクロ [3.2.0] ヘプタ-2-エン-6-イル) グリコール酸=4-ニトロベンジル |
| 40 | 13961 | 2- (3-ベンジル-7-オキソ-4-チア-2,6-ジアザビシクロ [3.2.0] ヘプタ-2-エン-6-イル) -3-メチルブタ-2-エン酸=4-ニトロベンジル |
| 41 | 13962 | 2- (3-ベンジル-7-オキソ-4-チア-2,6-ジアザビシクロ [3.2.0] ヘプタ-2-エン-6-イル) -3-メチルブタ-3-エン酸=4-ニトロベンジル |
| 42 | 14003 | 4- (メチルアミノ) -3-ニトロベンゾイル=クロリド |
| 43 | 14011 | 4,4'-メチレンビス (3-メチルアニリン) |

2-2. 「新規化学物質」の名称の公表

- (1) 厚生労働省告示第 60 号 (平成 19 年 3 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号 14667～15003/337 件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-19-1-0.htm>])
- (2) 厚生労働省告示第 223 号 (平成 19 年 6 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号 15004～15305/302 件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-20-1-0.htm>])
- (3) 厚生労働省告示第 308 号 (平成 19 年 9 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号 15306～15607/302 件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-21-1-0.htm>])
- (4) 厚生労働省告示第 431 号 (平成 19 年 12 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号 15608～15946/339 件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-22-1-0.htm>])

2-3. 「有害物ばく露作業報告」対象物質の見直し

- (1) 厚生労働省告示第 111 号 (平成 19 年 3 月 30 日付官報) により、「有害物ばく露作業報告」の対象物質が、下表の化学物質及びそれを含有する製剤その他の物 (右欄の含有量のものを除く。) に変更となった。
(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/070409-1f.pdf>])
(「有害物ばく露作業報告制度」の詳細は、
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/070409-1.html>])

| 化学物質 | 含有量（重量パーセント） |
|------------------------|--------------|
| 2,3-エポキシ-1-プロパノール | 0.1パーセント未満 |
| 塩化ベンゾイル | 1パーセント未満 |
| オルト-トルイジン | 0.1パーセント未満 |
| クレオソート油 | 0.1パーセント未満 |
| 1,2,3-トリクロロプロパン | 0.1パーセント未満 |
| ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。） | 0.1パーセント未満 |
| 砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。） | 0.1パーセント未満 |
| フェニルオキシラン | 0.1パーセント未満 |
| 弗化ビニル | 0.1パーセント未満 |
| プロモエチレン | 0.1パーセント未満 |

(2) 厚生労働省告示第373号（平成19年11月5日付官報）により、「有害物ばく露作業報告」の対象物質が、下表の化学物質及びそれを含有する製剤その他の物（右欄の含有量のものを除く）に変更となった。

（厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/070409-1f.pdf>]

（「有害物ばく露作業報告制度」の詳細は、

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>]

| 化学物質 | 含有量（重量パーセント） |
|----------------------------|--------------|
| アルファ・アルファ-ジクロロトルエン | 0.1パーセント未満 |
| イソプレン | 0.1パーセント未満 |
| ウレタン | 0.1パーセント未満 |
| 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル | 0.1パーセント未満 |
| オルト-アニシジン | 0.1パーセント未満 |
| オルト-ニトロアニソール | 0.1パーセント未満 |
| オルト-ニトロトルエン | 0.1パーセント未満 |
| 2-クロロ-1,3-ブタジエン | 0.1パーセント未満 |
| 4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩 | 0.1パーセント未満 |
| コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る） | 0.1パーセント未満 |
| 酸化プロピレン | 0.1パーセント未満 |
| ジアゾメタン | 0.1パーセント未満 |
| 2,4-ジアミノアニソール | 0.1パーセント未満 |
| 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル | 0.1パーセント未満 |
| 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド | 0.1パーセント未満 |

| | |
|--|------------|
| 4, 4' -ジアミノ-3, 3' -ジメチルジフェニルメタン | 0.1パーセント未満 |
| 2, 4-ジアミノトルエン | 0.1パーセント未満 |
| 1, 4-ジクロロ-2-ブテン | 0.1パーセント未満 |
| 2, 4-ジニトロトルエン | 0.1パーセント未満 |
| 1, 2-ジブロモエタン (別名EDB) | 0.1パーセント未満 |
| 1, 2-ジブromo-3-クロロプロパン | 0.1パーセント未満 |
| ジメチルカルバモイル=クロリド | 0.1パーセント未満 |
| N, N-ジメチルニトロソアミン | 0.1パーセント未満 |
| ジメチルヒドラジン | 0.1パーセント未満 |
| 1, 4, 7, 8-テトラアミノアントラキノン (別名ジスパースブルー-1) | 0.1パーセント未満 |
| N- (1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ) -1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル) | 0.1パーセント未満 |
| 5-ニトロアセナフテン | 0.1パーセント未満 |
| 2-ニトロプロパン | 0.1パーセント未満 |
| パラ-フェニルアゾアニリン | 0.1パーセント未満 |
| ヒドラジン | 0.1パーセント未満 |
| フェニルヒドラジン | 0.1パーセント未満 |
| 1, 3-プロパンスルトン | 0.1パーセント未満 |
| プロピレンイミン | 0.1パーセント未満 |
| ヘキサクロロベンゼン | 0.1パーセント未満 |
| ヘキサメチルホスホリックトリアミド | 0.1パーセント未満 |
| ベンゾ [a] アントラセン | 0.1パーセント未満 |
| ベンゾ [a] ピレン | 0.1パーセント未満 |
| ベンゾ [e] フルオラセン | 0.1パーセント未満 |
| メタンスルホン酸メチル | 0.1パーセント未満 |
| 2-メチル-4- (2-トリルアゾ) アニリン | 0.1パーセント未満 |
| 4, 4' -メチレンジアニリン | 0.1パーセント未満 |
| 2-メトキシ-5-メチルアニリン | 0.1パーセント未満 |
| りん化インジウム | 1パーセント未満 |
| りん酸トリス (2, 3-ジブromoプロピル) | 0.1パーセント未満 |

2-4. 特定化学物質障害予防規則の改正

(1) 政令第375号(平成19年12月14日付官報)により、健康障害防止対策を強化することを目的として、現行の安衛令別表第3において第3類物質とされている下記物質が第2類物質に変更された。

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei17/index.html>])

- ① ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドをその重量の1%を超えて含有する物
- (2) 厚生労働省告示第434号、第435号、第436号、第437号、第438号(平成19年12月28日付官報)により、上記物質を製造し、又は取り扱う作業場については、作業環境測定を行わなければならないことになり、その測定方法及び基準(0.1ppm)が指定された。また測定結果の評価の記録は30年保管することが定められた。
- (3) 厚生労働省令第155号(平成19年12月28日付官報)により、上記物質及び次の物質(計3物質)を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときに実施する事項が定められた。
 - ② 1,3-ブタジエン若しくは1,3-ブタジエンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
 - ③ 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

3. 毒物及び劇物取締法(毒劇法)関連の改正

政令第263号(平成19年8月15日付官報)により、次の物質が、毒物/劇物に指定、または劇物から除外された。

(国立医薬品食品衛生研究所ホームページ参照 [<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H190815/0815001tuchi.pdf>])

- (1) 毒物に指定(施行日:平成19年9月1日)
 - ① 1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。
ただし、1-ドデシルグアニジニウム=アセタート65%以下を含有するものを除く。
- (2) 劇物に指定(施行日:平成19年9月1日)
 - ① 3-(アミノメチル)ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし3-(アミノメチル)ベンジルアミン8%以下を含有するものを除く。
 - ② O-エチル=S-プロピル=[(2E)-2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。O-エチル=S-プロピル=[(2E)-2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]ホスホノチオアート1.5%以下を含有するものを除く。
 - ③ 1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジン)65%以下を含有する製剤
- (3) 劇物から除外(施行日:平成19年8月15日)
 - ① (E)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドと(Z)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドとの混合物((E)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド90%以上を含有し、かつ、(Z)-2-{2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド10%以下を含有するものに限る。)(別名メタフルミゾン)及びこれを含有する製剤。
 - ② バリウム=4-(5-クロロ-4-メチル-2-スルホナトフェニルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナフトアート

4. 薬事法関連の改正

4-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第14号(平成19年2月28日付官報)により、いわゆる「脱法ドラッグ」対策として、次の化学物質(31物質)が「指定薬物」とされ、医療等の用途以外での販売などが禁止された。

医療等の用途とは、公的機関での学術研究又は試験検査に用いる用途、化学反応指定薬物7物質(*印)を反応に用いる用途、これら以外で事前に厚生労働省の「指定薬物の用途に係る確認書」の交付を受けた用途などをいう。

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H18-1.pdf>])

当社での指定薬物の販売に際しては、当社の「指定薬物の確認証」にて物質名、使用者、用途などの確認が必要となります。また厚生労働省の「指定薬物の用途に係る確認書」が必要な用途の場合は、事前に交付を受けた「指定薬物の用途に係る確認書」の写しを「指定薬物の確認証」に添付が必要となります。

●指定薬物〔31物質、(*)は化学反応指定薬物：7物質〕

- ① 亜硝酸イソブチル (*)
- ② 亜硝酸イソプロピル (*)
- ③ 亜硝酸イソペンチル (*)
- ④ 亜硝酸三級ブチル (*)
- ⑤ 亜硝酸シクロヘキシル (*)
- ⑥ 亜硝酸ブチル (*)
- ⑦ 4-アセトキシ-N,N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- ⑧ N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- ⑨ N-イソプロピル-5-メトキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- ⑩ 2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ⑪ 2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ⑫ 2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ⑬ サルビノリンA
- ⑭ N,N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ⑮ N,N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- ⑯ N,N-ジエチル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ⑰ N,N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類
- ⑱ 2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ⑲ 1-(2,4,6-トリメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑳ 4-ヒドロキシ-N,N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- ㉑ 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

- ㉒ 1-ベンジル-4-メチルピペラジン及びその塩類
 - ㉓ N-メチル-4-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類
 - ㉔ 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類
 - ㉕ 1-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類
 - ㉖ 5-メトキシ-N,N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類
 - ㉗ 5-メトキシ-N,N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
 - ㉘ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類 (*)
 - ㉙ 1-(4-メトキシフェニル)-n-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
 - ㉚ 1-(2-メトキシ-4,5-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
 - ㉛ 2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- (2) 厚生労働省令第146号(平成19年12月12日)により、次の5物質が「指定薬物」に指定された。(施行日:平成20年1月11日)
(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H19-1.pdf>])
- ① 1-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
 - ② 1-(3,4-メチレンジオキシベンジル)ピペラジン及びその塩類
 - ③ 2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類
 - ④ インダン-2-アミン及びその塩類
 - ⑤ 2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

5. 麻薬及び向精神薬取締法(麻向法)関連の改正

5-1. 麻薬に指定

- (1) 政令第6号(平成19年1月4日付官報)により、次の1物質が「麻薬」に指定された。
(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/H18-4.pdf>])
- ① 2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- (2) 政令第294号(平成19年9月20日付官報)により、次の1物質が「麻薬」に指定された。(施行日:平成19年10月20日)
(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/H19-3.pdf>])
- ① (5R)-4,5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6,7,8,14-テトラデヒドロモルヒナン-3-オール(別名オリパビン)及びその塩類
- (3) 政令第380号(平成19年12月19日付官報)により、次の3物質が「麻薬」に指定された。(施行日:平成20年1月18日)
(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/H19-5.pdf>])
- ① 2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
 - ② 2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 - ③ 2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類